

伊奈町地域クラブ活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町の中学生が将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、休日の地域クラブ活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校部活動 中学校において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動をいう。

(2) 地域クラブ活動 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びにスポーツ協会、文化協会及びスポーツ少年団、その他地域の多様な活動団体が連携して行う活動をいう。

(3) スポーツ指導者 地域クラブ活動において、スポーツの技術的な指導等を行う者をいう。

(4) 文化芸術指導者 地域クラブ活動において、文化芸術の技術的な指導等を行う者をいう。

(運営団体・実施主体団体の認定要件)

第3条 地域クラブ活動運営団体・実施主体団体（以下「運営団体等」という。）の登録にあつては、次の各号に掲げる全ての認定要件を満たすものとする。

(1) 国のガイドライン、県及び町の指針・方針等を遵守していること。

(2) 生徒がスポーツ・文化活動に親しみ、心身の健全育成等の機会を図ること。

(3) 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること。

(4) 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携と協力が図られていること。

- (5) 伊奈町立中学校に係る部活動の方針に準じた活動を行っていること。
- (6) 活動拠点は、原則として伊奈町内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (7) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (8) 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (9) 伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催又は指定する指導者研修を受講した、又は受講する予定の役員又は指導者が運営すること。
- (10) 規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
- (11) スポーツ指導者及び文化芸術指導者（以下「指導者」という。）、並びに生徒等に対して、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入すること。保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けられることができる内容のものを検討すること。
- (12) 勝敗に偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- (13) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の健康や安全を最優先すること。
- (14) 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害、バーンアウト、精神の不安定等のリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう活動日数及び活動時間を設定すること。
- (15) 生徒の発達段階及び健康の状態並びに暑さ指数等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休息时间等を設定すること。
- (16) 利用する施設管理者と連携した用具及び施設の点検並びに保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備を行う等、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (17) 生徒の入会・退会のフローを明確に設定し、そのフローを公表すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、地域クラブに認定しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主な目的としているもの
- (2) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 伊奈町暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員等が関与しているもの
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるもの
（運営団体等の登録認定）

第4条 登録認定を受けようとする運営団体等は、地域クラブ活動団体登録認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規則その他の運営団体等の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした運営団体等が第3条の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、当該運営団体等を地域クラブ活動団体登録簿（第2号様式）に登録し、地域クラブ活動団体登録認定通知書（第3号様式）により運営団体等に通知するものとする。

3 前項の規定により登録された運営団体等は、第1項の規定により届け出た内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録変更届出書（第4号様式）に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

4 運営団体等は、地域クラブ活動を行わなくなったときは、地域クラブ活動団体登録廃止届出書（第5号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

5 教育委員会は、運営団体等が第3条の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき及び運営団体等から前項の規定による届出があったときは、当該登録団体の登録を取り消し、地域クラブ活動団体登録廃止通知書（第6号様式）により運営団体等に通知するものとする。

（運営団体等の認定期間）

第5条 前条の認定の有効期間は、認定されてから2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(コーディネーターの配置)

第6条 教育委員会は、事業を円滑かつ効率的に実施するため、コーディネーターを配置するものとする。

2 コーディネーターは、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業の全体的な調整、運用、管理に関すること。
- (2) 指導者の確保に関すること。
- (3) 各中学校との連絡調整に関すること。
- (4) 会計事務に関すること
- (5) 学校施設及び物品の借用管理、使用管理に関すること。
- (6) 指導者の勤怠管理及び指導状況等の確認に関すること。
- (7) 地域クラブ活動中における事故対応に関すること。
- (8) 地域クラブ活動報告書の確認に関すること。
- (9) その他、地域クラブ活動の円滑な運営に関すること。

(スポーツ指導者及び文化芸術指導者の委嘱及び登録)

第7条 指導者は、運営団体等から推薦された者であって、伊奈町地域クラブ活動指導者に関する要綱（令和6年教育委員会要綱第6号）第3条に掲げる要件のいずれも満たすもののうちから教育委員会が委嘱する。

2 運営団体等は、前項の規定により指導者を推薦しようとするときは、スポーツ指導者及び文化芸術指導者推薦書（第7号様式）に履歴書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による委嘱をした指導者をスポーツ指導者及び文化芸術指導者登録簿（第8号様式）に登録し、スポーツ指導者及び文化芸術指導者登録通知書（第9号様式）により運営団体等に通知するものとする。

(指導者の責務)

第8条 指導者は、地域クラブ活動において、いじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに運営団体等に報告しなければならない。

2 指導者は、地域クラブ活動において、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、コーディネーターに報告しなければならない。

(コーディネーターの責務)

第9条 前条の規定による報告を受けたコーディネーターは、当該情報を速やかに加入する生徒が在籍する中学校に報告しなければならない。

(指導者の遵守事項)

第10条 指導者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 地域クラブ活動において、運営団体等の指揮監督を受け、その指示に従うこと。

(2) 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。

(3) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(4) 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。

(研修)

第11条 運営団体等は、指導者に対し、適正な地域クラブ活動が行われるよう定期的に研修を行うものとする。

(活動時間)

第12条 1日の活動時間は、学校の休業日において3時間程度とする。

2 休日は、1日以上を休養日とする。(大会等で休日に連続の活動を行う場合は、その限りでない)

3 気象庁の熱中症警戒アラートが発せられた場合は、活動を行わない。

(指導状況の報告)

第13条 運営団体等は、指導者が指導を行った月の翌月の10日までにスポーツ指導者及び文化芸術指導者指導状況報告(業務月報)(第10号様式)をコーディネーターに提出しなければならない。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、必要に応じて運営団体等及び指導者へ指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（宛先）

伊奈町教育委員会

申請者

団体の名称

代表者氏名

住所

電話番号

地域クラブ活動団体登録認定申請書

伊奈町地域クラブ活動実施要綱第4条の規定による登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体の概要

団体名	
団体所在地	
電話番号	
設立年月日	年 月 日
構成員の人数	人 (うち指導者 人、生徒 人)
活動種目名等	
主な活動場所	

2 登録要件の確認

登録に当たり、次の要件のいずれも満たすことを確認しました（登録要件の□にチェックすること）。

<input type="checkbox"/> 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行うこと。 <input type="checkbox"/> 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携及び協力が図られていること。 <input type="checkbox"/> 伊奈町立中学校に係る部活動の方針に準じた活動を行っていること。
--

3 添付書類

- (1) 会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

地域クラブ活動団体登録簿

登録 番号	登録年月日	団体名	活動種目名等
	登録廃止年月日	主な活動場所	設立年月日
	年 月 日		
	年 月 日		
	代表者	氏名 住所	TEL
	年 月 日		
	年 月 日		
	代表者	氏名 住所	TEL
	年 月 日		
	年 月 日		
	代表者	氏名 住所	TEL
	年 月 日		
	年 月 日		
	代表者	氏名 住所	TEL
	年 月 日		
	年 月 日		
	代表者	氏名 住所	TEL

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

地域クラブ活動団体登録認定通知書

年 月 日付けで届出のあった地域クラブ活動団体登録について次のとおり登録したので、伊奈町地域クラブ活動実施要綱第4条の規定により通知します。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
団体名	
活動種目名等	
主な活動場所	
設立年月日	年 月 日
代表者氏名	
代表者住所	

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

伊奈町教育委員会

団 体 名

代表者氏名

地域クラブ活動団体登録変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた地域クラブ活動について次のとおり登録した内容を変更したいので、伊奈町地域クラブ活動実施要綱第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 変更内容

変更内容	【変更前】	【変更後】
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

2 添付書類（変更の内容を記した書類等）

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

伊奈町教育委員会

団 体 名

代表者氏名

地域クラブ活動団体登録廃止届出書

年 月 日付けで登録を受けた地域クラブ活動について次のとおり廃止したいので、伊奈町地域クラブ活動実施要綱第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

第6号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

地域クラブ活動団体登録廃止通知書

年 月 日付け 第 号で通知した地域クラブ活動団体登録について次のとおり廃止したので、伊奈町地域クラブ活動実施要綱第4条の規定により通知します。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
団体名	
活動種目名等	
主な活動場所	
設立年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

伊奈町教育委員会

団 体 名

代表者氏名

スポーツ指導者及び文化芸術指導者推薦書

伊奈町地域クラブ活動実施要綱第7条の規定により、下記の者をスポーツ指導者及び文化芸術指導者に推薦します。

1 指導者の概要

氏名	
住所	
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
職業	
電話番号	
競技種目名等	
区分 該当する指導者の <input type="checkbox"/> にチェックすること。	<input type="checkbox"/> スポーツ指導者 <input type="checkbox"/> 文化芸術指導者
推薦理由	

2 推薦要件の確認（運営団体等が記入すること。）

推薦に当たり、伊奈町地域クラブ活動指導者に関する要綱第3条に規定する要件及び次の要件のいずれも満たしていることを確認しました（委嘱（登録）要件のにチェックすること。）

<input type="checkbox"/> 人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有していること。 <input type="checkbox"/> 部活動を指導する能力を有し、実技の指導力に優れていること。 <input type="checkbox"/> 品行方正かつ志操堅固であること。 <input type="checkbox"/> 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校若しくはこれに準ずる学校に在籍するものを除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

3 遵守事項及び同意事項の確認（指導者が記入すること。）

- (1) 登録に当たり、次の遵守事項を遵守いたします（遵守事項の□にチェックすること。）。
- (2) 登録に当たり、次の同意事項に同意します（同意する場合は、同意事項の□にチェックすること。）。

【遵守事項】

- 地域クラブ活動において、運営団体等の指揮監督を受け、その指示に従うこと。
- 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。
- 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。

【同意事項】

- 伊奈町教育委員会が伊奈町地域クラブ活動を実施するに当たり、裏面「1 指導者の概要」に記載されている私の個人情報を当該事業に関係する中学校及び地域クラブ活動実施主体に情報提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

4 添付書類（履歴書）

第9号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

スポーツ指導者及び文化芸術指導者登録通知書

年 月 日付けで推薦のあったスポーツ指導者及び文化芸術指導者について次のとおり登録したので、伊奈町地域クラブ活動実施要綱第7条の規定により通知します。

氏名	
住所	
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
電話番号	
競技種目名等	
区分 該当する指導者の □にチェックすること。	<input type="checkbox"/> スポーツ指導者 <input type="checkbox"/> 文化芸術指導者
登録番号	
委嘱年月日	年 月 日

第10号様式（第13条関係）

スポーツ指導者及び文化芸術指導者指導状況報告（業務月報）

年 月 日

作成日	
氏名	印

確認者	

年 月分		合計 時間		60進法		時間単価	
				10進法		合計金額	
勤務日時				10進法	勤務場所	業務内容	対象金額
	動	～	0:00	0:00			
	休	～	0:00	0:00			
	除	～	0:00	0:00			
	計		0:00	0:00			
	動	～	0:00	0:00			
	休	～	0:00	0:00			
	除	～	0:00	0:00			
	計		0:00	0:00			
	動	～	0:00	0:00			
	休	～	0:00	0:00			
	除	～	0:00	0:00			
	計		0:00	0:00			
	動	～	0:00	0:00			
	休	～	0:00	0:00			
	除	～	0:00	0:00			
	計		0:00	0:00			
特記事項							